

令和6年度神奈川県
サービス管理責任者・児童支援支援管理責任者
基礎研修 開催案内・募集要領
F5～F6コース

講義 F5・F6コース：令和6年10月21日(月)～
インターネット・ウェブ配信

演習

| コース | 日付 [令和6年] | 演習：ウィリング横浜 会場 |
|-----|-----------|------------------|
| F 5 | 11月21日(木) | 12階 研修室 |
| F 6 | 11月22日(金) | |

定員：各コース84名

申込み受付：令和6年9月9日(月)開始、令和6年9月27日(金)〆切。

申込み方法：(公社)かながわ福祉サービス振興会公式サイト内、
サービス管理責任者等研修ページ／基礎研修申込フォームから。

フォーム入力、添付書類は、不備のないようにお願いいたします。毎年、不備により、
受付処理ができないお申込みがございます。送信前に再度確認し、お申込みください。

※ 受講申込みにあたっては、この案内の「令和6年度神奈川県サービス管理責任者・児童発達支援管
理責任者研修 基礎研修 募集要領」に従って準備してください。

運営事務局



公益社団法人

かながわ福祉サービス振興会

Kanagawa Welfare Service Association

<http://www.kanafuku.jp>

〒 231-0023

神奈川県横浜市中区山下町23日土地山下町ビル9階 tel : 045(210)0788 fax : 045(671)0295

目 次

令和6年度神奈川県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 基礎研修 募集要領

| | | |
|----|-------------------------|---|
| 1 | 目的..... | 1 |
| 2 | 指定研修事業者..... | 1 |
| 3 | 研修課程と募集定員 | 1 |
| 4 | 受講資格(研修対象者)等..... | 1 |
| 5 | 研修カリキュラム | 2 |
| 6 | 研修の実施方式、コース日程及び会場 | 2 |
| 7 | 受講料..... | 3 |
| 8 | 「基礎研修」神奈川県指定研修事業者 | 3 |
| 9 | 申込みについて | 4 |
| 10 | 受講の選考について | 5 |
| 11 | 受講者の決定及び通知..... | 5 |
| 12 | 事前課題..... | 5 |
| 13 | 本人確認 | 6 |
| 14 | 効果測定..... | 6 |
| 15 | 修了証書..... | 6 |
| 16 | その他の留意事項 | 6 |
| 17 | 個人情報の取り扱い..... | 7 |
| 18 | 問合せ先、及び配置要件資料 | 7 |

令和6年度神奈川県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 基礎研修 募集要領〔F5～F6コース〕

本研修は、公益社団法人かながわ福祉サービス振興会が、神奈川県からの指定を受け、神奈川県が定めた「神奈川県サービス管理責任者等研修実施要領」に基づいて実施するものです。

1 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的とする。

2 指定研修事業者

公益社団法人かながわ福祉サービス振興会 (指定番号 第002号)

3 研修課程と募集定員

研修課程:サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 基礎研修

募集定員:168名 (F5～F6コース 各84名 × 2コース)

4 受講資格(研修対象者)等

サービス管理責任者基礎研修・児童発達支援管理責任者基礎研修(以下「基礎研修」という。)の研修対象者は、神奈川県内の指定障害福祉サービス事業所においてサービス管理責任者として従事しようとする者、又は、神奈川県内の指定障害児入所施設及び指定障害児通所支援事業所において児童発達支援管理責任者として従事しようとする者であって、次に掲げる区分に応じ、通算して右欄に掲げる年数以上の実務経験を有する者であることが定められています。

※ご自身の実務経験の詳細については、事業所を所管する指定権者にお問い合わせください。

【サービス管理責任者 基礎研修 受講資格(研修対象者)】

| 業 務 | 実務経験年数 |
|---|--------|
| 相談支援業務 | 3年 |
| 社会福祉主事任用資格等を有しない者による直接支援の業務 | 6年 |
| 社会福祉主事任用資格等を有する者による直接支援の業務(社会福祉主事任用資格等の取得以前の期間を含めることができる。) | 3年 |
| 国家資格等による業務に通算3年以上従事している者による相談支援の業務及び直接支援の業務(国家資格等による業務の期間と相談・直接支援の業務の期間が同時期でも可) | 1年 |

【児童発達支援管理責任者 基礎研修 受講資格(研修対象者)】

| 業 務 | 実務経験年数 |
|---|--------|
| 相談支援業務 | 3年 |
| 社会福祉主事任用資格等を有しない者による直接支援の業務 | 6年 |
| 社会福祉主事任用資格等を有する者による直接支援の業務(社会福祉主事任用資格等の取得以前の期間を含めることができる。) | 3年 |
| 国家資格等による業務に通算5年以上従事している者による相談支援の業務及び直接支援の業務(国家資格等による業務の期間と相談・直接支援の業務の期間が同時期でも可) | 1年 |

5 研修カリキュラム

神奈川県サービス管理責任者等研修実施要領に基づき、「サービス管理責任者研修事業の実施について」(平成18年8月30日障発 0830004 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の「サービス管理責任者研修事業実施要綱」(以下「事業実施要綱」という)で定める「サービス管理責任者基礎研修」及び「児童発達支援管理責任者基礎研修」の標準カリキュラムにより、原則として講義1日(eラーニングによる事前視聴)、演習1日の2日間の日程で、次のカリキュラムで実施します。

【基礎研修のカリキュラム】

- (1)サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の基本姿勢とサービス提供のプロセスに関する講義
- (2)サービス提供プロセスの管理に関する演習

6 研修の実施方式、コース日程及び会場

(1)講義の実施方式等

講義は、次のア及びイの方法により実施し、受講者は、いずれかの講義を受講するものとします。

ア. 指定研修事業者が収録し、所定のインターネット上(以下、ウェブ)の遠隔教育システム(以下、eラーニングサイト)において配信する講義映像(8時間程度)を受講者は各自可能な環境下において、演習日の前日までに視聴を完了します。講義の視聴と演習日の受講を逆転することはできません。

動画の視聴には通信料が発生します。スマートフォンでの視聴を避けるなど、通信制限がかからない環境下での視聴を推奨いたします。なお、動画の全部または一部について、録画・録音・複製・使用・第三者への配布(動画視聴のためのID、パスワードを第三者に提供することを含む)を禁止します。

イ. 放映会による講義視聴

受講者は、原則、上記アの方法により講義を受講します。

ウェブでの視聴が困難な受講者については、指定研修事業者への申し出により、指定された日程の放映会に出席し、会場で映像を視聴します。放映会の参加には申込時の申請が必要です。

※ 放映会日程詳細は、受講可能になった場合、個別に受講者へご連絡いたします。

(2)コース日程及び会場

日程：[講義] eラーニング特設サイト《学びばこ》にて視聴

F5 ⇒ 令和6年10月21日(月)～演習日の前日(11/20)12時まで

F6 ⇒ 令和6年10月21日(月)～演習日の前日(11/21)12時まで

※ネット視聴不可の方には、放映会を開催いたします。(申し出毎対応)

[演習]会場(F5～F6コース共に):ウィリング横浜12階研修室(横浜市港南区)

F5 ⇒ 令和6年11月21日(木)

F6 ⇒ 令和6年11月22日(金)

各コース共に 9:30～19:00 (予定) ※昼休憩 50分を含む。

【留意事項】

- ① 上記開催2コースのうち1コースを選んでお申込みください。受講希望者一人で複数のコースを申し込んだ場合、その方の申込みは無効となります。[別の事業者による開催コースは並行申込可※]
- ② 本研修は本会を含め神奈川県指定を受けた研修実施機関が実施します。当研修は国の指定カリキュラムに基づき、各都道府県から指定を受けた「8」にある任意の3事業者が共同企画運営をしております。本会以外のコースを希望される場合には、「8」の研修事業者一覧を参照し、それぞれの指定研修事業者のホームページから、実施要領等を入手してお申込みください。

7 受講料

28,000円(税込)

※受講費用は前払いの銀行振込みとなります。振込先は受講決定通知時にお知らせいたします。

※納付済の受講料については、いかなる理由があっても返金できませんのでご注意ください。

※受講料の振込手数料・会場までの交通費その他については受講者負担にてお願いします。

8 「基礎研修」神奈川県指定研修事業者

(1)「基礎研修」を担当する指定研修事業者

今年度は、次の4研修事業者が本研修を実施します。

(2)内容は全て国のカリキュラムに沿ってありますが、1～3の事業者が共通の講義、演習内容となっております。

【指定研修事業者一覧】

| | 研修事業者 | 事業者連絡先 |
|---|------------------------------------|--|
| 1 | 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 (指定番号:001) | 連絡先 TEL : 045-534-6215 URL: https://www.kfkc.jp/ |
| 2 | 公益社団法人かながわ福祉サービス振興会 (指定番号:002) | 連絡先 TEL : 045-210-0788 URL: https://www.kanafuku.jp/ |
| 3 | 特定非営利活動法人シーガル研修・研究機構 (指定番号:004) | 連絡先 TEL : 046-240-1961 URL: https://www.stro.or.jp/ |

9 申込みについて

(1) 申込方法

1. 受講希望者本人が、研修開催案内サイトの申込みフォームで申込みをしてください。
2. 住所、連絡先電話番号、FAX番号、メールアドレスは受講希望者本人と連絡が取れるものを記入してください。
3. 申込みが完了すると受領案内画面に、申込書PDFのダウンロードページへのリンクが表示されます。 申込内容を確認する場合は必ずPDFをダウンロードしてください。(表示されない場合は送信がされていないなどエラーの可能性あります。)

※ **申込内容に、虚偽や不備がないようお願いいたします。入力項目・添付書類に不備があると受付処理ができません。**

(2) 本人確認書類

お申し込み時、本人確認書類(13 本人確認)を提出いただきます。申込フォームで添付してください。データは本人確認書類をスキャンか、写真を撮って添付してください。フォーム添付が難しい方は事務局までご相談ください。

(3) 修了証書の添付について

お申し込み時に、「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者補足研修(または相談支援専門員初任者研修講義部分)」を修了されている方は修了証書を添付していただきます。申込フォームに添付してください。データはPDF形式のみ受け付けます。(写真形式[jpgなど]は不可) フォーム添付が難しい方は事務局までご相談ください。

(4) 申込期限

令和6年 9月27日(金)〆切

※ FAX、メール、電話では申し込みできません。

【留意事項】

- ① 申込の「サービス管理責任者等研修の修了状況について」には、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修「補足研修」(相談支援専門員初任者研修講義部分)の修了証書の内容を記載する項目があります(修了年月日、研修事業者名、修了研修名、修了番号)。また、申込時に上記修了証書を添付していただきます。
- ② 修了証書を紛失し、修了証書に記載された項目が不明の場合は、修了証書の交付を受けた研修事業者(研修事業者が不明の場合は、研修を受講した都道府県)に照会し、「研修修了証明書」等の交付を受けて確認してください。指定研修事業者によって、交付を受けるための手続きに一定の期間を要することもあります。申込期限を勘案し、余裕を持った手続きを行ってください。なお、手続きに時間を要したことによって申込期限が過ぎた場合も、申込を受け付けることはできませんのでご注意ください。

10 受講の選考について

受講申込者が定員を超えた場合は、「神奈川県サービス管理責任者等研修実施要領」別紙1「神奈川県サービス管理責任者等研修受講者選考基準(基礎研修)」に基づき受講者を決定します。

神奈川県サービス管理責任者等研修受講者選考基準（基礎研修）

神奈川県サービス管理責任者等研修の受講決定について、受講申込者数が定員を超過する場合は、研修ごとに次の選考基準Ⅰから順に受講決定を行うこと。

なお、選考について、事情を勘案する必要があると認められる場合は、神奈川県と協議の上、決定すること。

〈選考基準〉

基準Ⅰ：神奈川県在住の者、又は県内指定障害福祉サービス事業所等に勤務している申込者

基準Ⅱ：基礎研修申込時点で補足研修を修了済みの者

基準Ⅲ：県内指定障害福祉サービス事業所等からの推薦がある者

基準Ⅳ：神奈川県内に法人本店又は法人本部がある県内指定障害福祉サービス事業所等に勤務している申込者

※県内指定障害福祉サービス事業所等とは、神奈川県内にある、指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設、指定障害児通所支援事業所、指定障害児入所施設のことをいう。

11 受講者の決定及び通知

- 受講者は申込み内容を審査の上で決定し、申込み時に記載のあった連絡先に受講の決定の通知を郵送にて送付します。
- 受講見送りとなった方はメールで通知いたします。
- 受講決定後の受講者の変更は認められません。
- 受講決定等の通知は10月中旬に発送予定です。10月15日を過ぎても通知が届かない場合は、巻末に記載の、研修運営団体にお問合せください。

12 事前課題

本研修では、演習日の一週間前までに事前課題を提出いただいております。事前課題については、受講決定時にご案内するとともに、「eラーニング特設サイト」に掲載します。

受講者ご自身で様式をダウンロードしてご使用ください。

13 本人確認

演習日程中に運転免許証等の公的機関発行の証明書による本人確認を行います。

本人確認にあたり、有効な公的機関発行の証明書一覧

| | 証明書等名称 |
|---|---------------------------|
| 1 | 住民票の写し |
| 2 | マイナンバーカード |
| 3 | 健康保険証 |
| 4 | 運転免許証 |
| 5 | 年金手帳 |
| 6 | パスポート |
| 7 | 国家資格等を有する者については、免許証又は登録証等 |
| 8 | 生活保護受給証明書 |
| 9 | 在留カード等 |

※ ご不明な点がある場合は、事前にお問合せください。

○申込み書類提出時に証明書のコピー 1 部(運営事務局保管用)を提出いただく他、研修演習日に本証による本人確認をいたします。

※研修当日の確認方法については受講決定通知に合わせてお知らせします。

14 効果測定

講義(映像配信、又は放映会)時に簡易テストを、演習時には理解度確認の効果測定を行います。

15 修了証書

研修のカリキュラムを全て修了したと認められる者に、原則、研修最終日の研修終了後に手渡しで修了証書を交付します。

受講希望者は、必ず申し込みの際に、どの修了証が必要かを申込書に記載してください。

修了証については以下の項目をすべて満たしていただく必要があります。

*Web配信による講義の視聴と視聴後の簡易テスト回答、提出

*事前課題の提出

*演習の全項目を受講

※ 遅刻、早退、電話連絡等による途中退出があった場合や講義視聴後の簡易テスト、事前課題の提出がない場合は研修修了とみなしません。その他、受講態度が著しく悪く(途中退席、居眠り、携帯電話・タブレット等の許可なき使用など)の場合、以後の研修受講を認められず、修了証を交付できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

16 その他の留意事項

- 受講決定者は全日程受講する必要があります。15に記載しているように、遅刻や早退、著しく受講態度が悪い(私語、居眠り、携帯電話や許可のないPCなどの使用等)、決められた期日までに事前課題を提出しないなどがある場合は修了証書を交付できませんのでご注意ください。また、通勤時間帯による混雑や天候等を考慮の上、ご来場ください。

- 自然災害(台風等)の悪天候等により、開講が危ぶまれる場合は、研修当日の午前7時に、神奈川県に警報が発令されていた場合、原則、研修を中止・延期いたします。その他のお知らせがある場合は、申込時にご登録いただく、メールアドレスにご連絡をいたします。@kanafuku.jp のつくメールアドレスからのメールは受信できるよう、予め設定をしておいてください。
- その他、受講申込書類に不備が見られた場合は、受講見送りいたします。ご注意ください。
- また、虚偽の内容により申込みをした場合は、修了証書交付後であっても、修了の取消し等の措置をとることがあります。
- 指定居宅介護事業者等におけるサービス提供責任者は、サービス管理責任者に含まれないため、サービス管理責任者研修の対象者ではありません。
- 研修の受講順
「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修」と「サービス管理責任者等補足研修」は、どちらを先に受講しても差し支えありません。
- 社会状況(感染症含む)により、研修方式の変更や、延期・中止となる可能性があります。ご理解・ご了承ください。
- 変更等があった場合は申込時にご登録いただく、メールアドレスにご連絡をいたします。

17 個人情報の取り扱い

申込に係る書類に記載された個人情報については、本会個人情報保護方針(プライバシーポリシー)に基づき適正な管理を行い、本研修事務及び修了者名簿の管理以外の目的に使用することはありません。

18 問合せ先、及び配置要件資料

- (1) サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の実務経験や配置に関する問合せ先
 ※実務経験が該当するか等サービス管理責任者等の配置に関する問合せは、次のリストの、事業所を所管する指定権者の担当にお問合せください。

| 事業所 所在地域 | 指定権者(担当)連絡先 |
|--------------|--|
| 横浜市 | 〔障害者〕 横浜市健康福祉局障害福祉保健部障害施策推進課 Eメール : kf-syositei@city.yokohama.jp 〔障害児〕 横浜市こども青少年局こども福祉保健部障害児福祉保健課 Eメール : kd-syogaijitsusyo@city.yokohama.jp |
| 川崎市 | 川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課 ファクシ: 044-200-3932 ※問い合わせはファックスのみでお願いします。 |
| 相模原市 | 相模原市健康福祉局地域包括ケア推進部福祉基盤課 TEL 042-769-1394 |
| 横須賀市 | 横須賀市民生局福祉こども部指導監査課 TEL 046-822-8411 Eメール shidokansa-shogai@city.yokosuka.kanagawa.jp ※問合せは原則Eメールでお願いします |
| 上記以外 の市町村 | 神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課事業支援グループ TEL 045-210-4717・4732 |

実務経験証明書について

当研修の受講申込書に実務経験証明書を添付する必要はありません。

実務経験証明書は、指定障害福祉サービス事業者又は指定障害児通所支援事業者等の指定申請を行う場合及びサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の変更を行う場合に必要となります。

研修申込の実務経験記載欄は配置にあたっての実務経験を証明するものではありません。

実務経験として該当するか否かは事業所を所管する県・指定都市又は中核市にご確認ください。

(2)サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者「補足研修」「更新研修」の問合せ先

| 研修事業者／連絡先／ホームページ |
|--|
| 特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク（指定番号:003） TEL:046-206-7265 URL: https://www.kcn.or.jp/ |

【演習会場案内】

福祉保健研修交流センター ウィリング横浜

[社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会 管理施設]

〒233-0002 横浜市港南区上大岡西1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー内



京浜急行/横浜市営地下鉄「上大岡」駅下車 徒歩5分～8分(駅改札により)

各駅の改札からの道順は、ウィリング横浜のサイト内アクセスのページでご確認ください。

<https://www.yokohamashakyo.jp/willing/access/>

[編集発行／サビ児管 基礎研修・実践研修運営団体]

指定研修事業者番号： 第 002 号 <https://www.kanafuku.jp>

<<研修運営事務局 連絡先>>



〒231-0023 神奈川県横浜市中区山下町 23 日土地山下町ビル 9 階



Tel: 045-210-0788 Fax: 045-671-0295



sabikan@kanafuku.jp

公益社団法人かながわ福祉サービス振 事業推進部 教育事業課

〒231-0023 神奈川県横浜市中区山下町23日土地山下町ビル9階
tel:045(210)0788 fax:045(671)0295 公式サイト:http://www.kanafuku.jp